

お問い合わせ先  
海上保安庁交通部安全課  
課長補佐 角野 浩之  
(代表) TEL3591-6361 (内線 6303)  
(夜間) TEL3591-2776 (直通)



平成21年11月24日  
海上保安庁

## 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について

### 1. 背景

第171回通常国会において、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年法律第69号。以下「法」という。）が成立し、平成21年7月3日に公布されたところである。

法は、近年における海難の発生状況や海上交通に係る環境の変化等を踏まえ、船舶交通の安全の確保を図ることを目的として、

- ・一定の航路における追越しの禁止、航路出入口付近等の海域における経路の指定、航路外での待機指示、来島海峡航路における最低速力の設定等、海域の特性に応じた航法の設定
- ・海上保安庁による情報の提供及び当該情報の船舶における聴取義務、危険防止等のための海上保安庁による勧告及び当該勧告に基づき講じた措置の船舶からの報告の制度化といった船舶の航行を援助するための措置等

について定めたものである。

法の施行期日については、法附則第1条において「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、また、海上交通安全法第26条第1項及び第2項の改正規定については法附則第1条第1号において「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」と、法附則第2条の規定については法附則第1条第2号において「この法律の施行の日前の政令で定める日」とされている。

本政令案は、これらの施行期日を定めるものである。

### 2. 概要

(1) 法の施行期日（(2)、(3)を除く。）については、法の施行のために必要な事項に係る地元関係者との調整、船舶の運航者等への周知等に必要な期間を考慮し、平成22年7月1日とする。

(2) 海上交通安全法第26条第1項及び第2項の改正規定

危険防止のための交通制限の手続きの迅速化（船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域を航行することができる船舶又は時間の制限について、緊急の必要がある場合において告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができるものとする。）を図るものであり、施行期日を平成21年12月1日とする。

(3) 法附則第2条の規定（事前の通報に係る経過措置規定）

改正後の港則法第36条の3第2項及び第3項並びに海上交通安全法第22条（一定の水路又は航路を航行しようとするときに一定の船舶が行わなければならない事前の通報に係る通報事項の追加等。）の規定による通報は、法の施行前においても行うことができるとされているところ、その施行期日を平成22年6月1日とする。

### 3. スケジュール

閣議 平成21年11月24日（火）

# ● 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律 公布日：平成21年7月3日

※数字は海上保安庁調べ

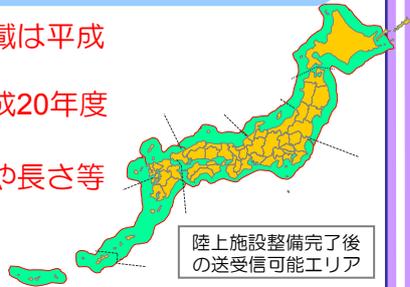
## 【背景】

### 航行環境に不慣れな船舶による海難

平成13～18年に航路設定海域で発生した総トン数100トン以上の衝突・乗揚げ海難の約3割が、航行環境に不慣れな船舶等による海難

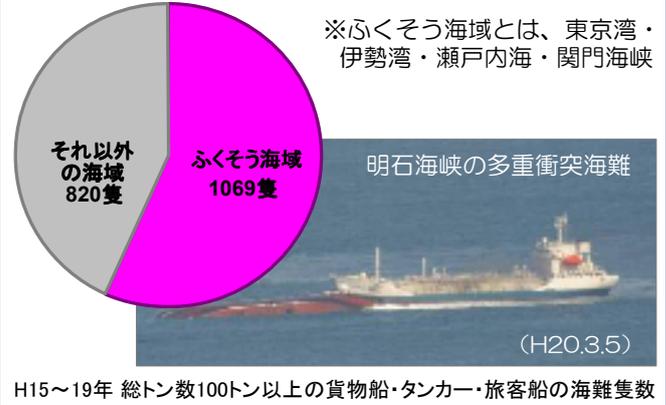
### 船舶自動識別装置（AIS）の普及

- ・搭載義務船舶への搭載は平成20年7月に完了
- ・陸上施設の整備は平成20年度中に完了
- ・リアルタイムで船名や長さ等が把握可能に



### ふくそう海域における重大海難

大規模海難に至る恐れの大きい衝突・乗揚げ海難の約6割がふくそう海域で発生

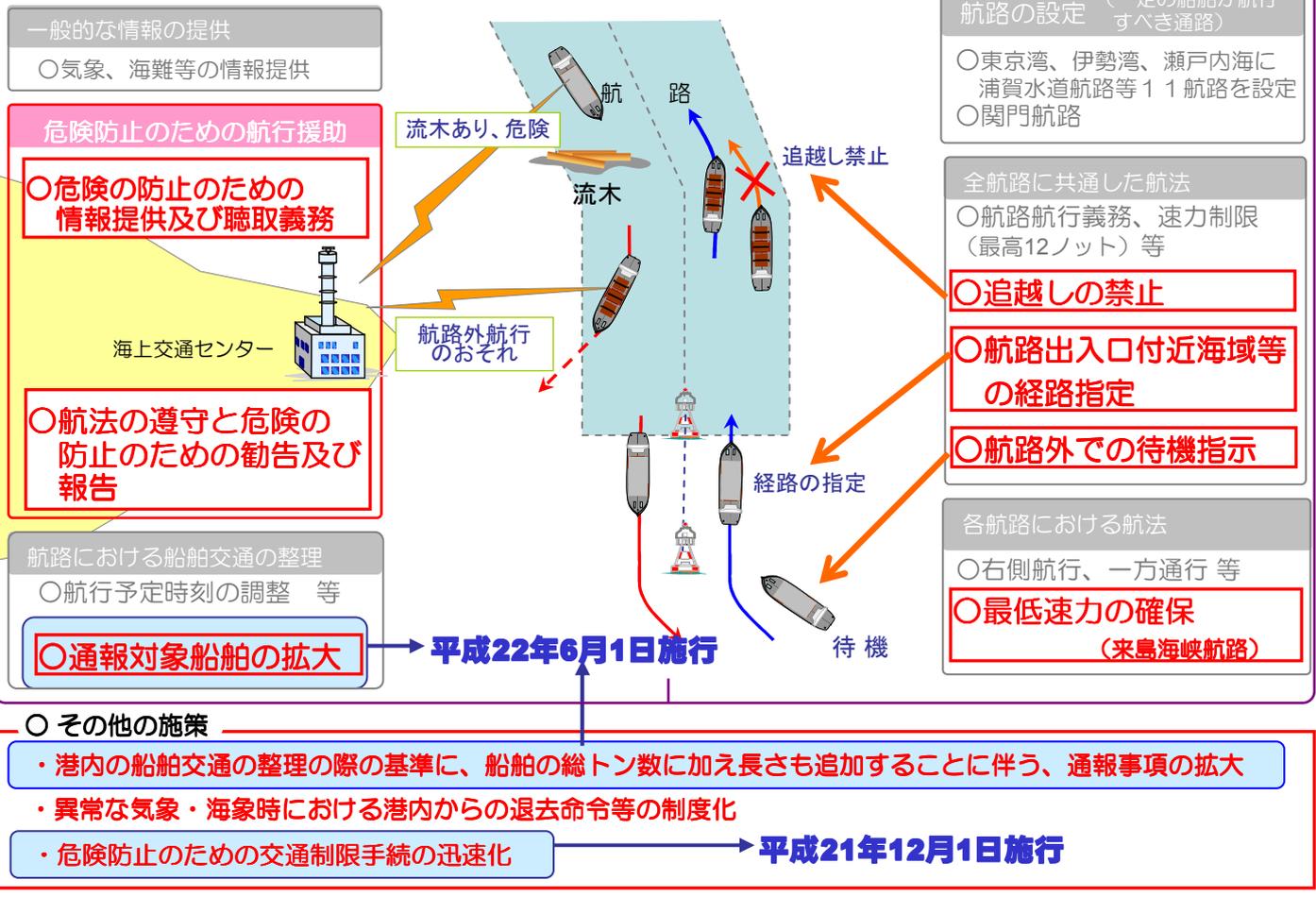


## 【取組の方向性】

## 改正追加事項

我が国の航法や海域特性に不案内な外国船の増加、AIS導入で海上交通センターにおける船名把握が自動化されたこと等を踏まえ、**危険防止のための航行援助を充実**

ふくそう海域における海難発生状況を踏まえ、海域特性に応じた**新たな航法を設定**



## 【施行期日】

- ・ 法の施行期日は、平成22年7月1日とする。
- ・ 危険防止のための交通制限手続の迅速化に係る規定の施行期日は、平成21年12月1日とする。
- ・ 改正後の水路又は航路を航行する船舶の事前通報の開始時期に係る規定の施行期日は、平成22年6月1日とする。